

太田市 学校施設等跡地利用方針

令和4年4月 第2版

群馬県 太田市

1 目的と背景

少子化の進行により、今後も児童生徒数の減少が続き、学校の小規模化が進行すると見込まれています。このままでは、子どものコミュニケーションの多様化が損なわれたり、集団教育に制約が生じたりするなど、教育環境の悪化が懸念されます。

太田市教育委員会でも平成31年4月に「太田市小・中学校施設等の長寿命化計画」を策定し、将来の児童生徒の減少、市民・社会ニーズ等の変化を踏まえ、小中学校の再編を検討し、より適切な小中学校数及び配置を目指すこととし、令和3年4月には太田市初の小中一貫校となる「義務教育学校」の開校を控え、3校が閉校となります。

また、公共施設全般においても、太田市公共施設等総合管理計画の策定により効率的な設置・運営について課題を示しています。

このように、統合等に伴う小中学校の跡地について、地域の活性化等に寄与する施設として、民間での活用も視野に入れながら、有効に活用できる用途への転用を図ることが必要となります。大規模な敷地と施設を有する学校跡地の活用は、持続可能なまちづくりを推進するうえで重要な課題となります。地域を活性化させるという観点を共通理解としたうえで、市全体のまちづくりの方向性との整合を図り、また、地域住民の意向を尊重しながら推進しなければなりません。

太田市公共施設等総合管理計画で掲げるとおり、本市の公共施設の約4割を占める学校施設の延床面積の縮減は必須ですが、縮減ありきの取り組みとしてではなく、市民共有の貴重な財産をまちづくりに活用していくという仕組みとして推進されなければなりません。

このような観点から、本方針を策定し、学校跡地の具体的な活用につなげていくことを目的とします。

2 学校跡地利用の基本的な考え方

学校跡地利用にあつては、売却をはじめとして行政による利活用、地域住民からの要望、民間事業者による利活用等の視点を踏まえ、学校跡地利用の基本方針を以下のとおり定めます。

基本方針①：行政需要への対応と公共施設量の適正化

学校跡地については、市民共有の貴重な財産であることから、総合計画におけるまちづくりの将来都市像や市の重要施策、公共施設等総合管理計画との整合性に留意し、必要となる公共・公益施設としての利活用を検討し施設総量の縮減及び有効活用策の現実を図ります。

基本方針②：地域住民の利用と地域ニーズを踏まえた活用

学校は、住民にとって地域に根付いた代々の学びの場として、地域との関連も深く、地元の核となる施設であり、住民にとってはコミュニティや地域活動を支える中心的な場でもあり、地域活動のシンボリックな存在となっています。学校がこうした役割や機能を担ってきたことを踏まえ、跡地の利活用については地域の意向やニーズに配慮した活用方法を検討します。

基本方針③：民間事業者等による活用

公共施設については、更新、維持管理、廃止、売却等が必要不可欠となり資産の効率的活用かつ持続的な行政サービスを実現するために、民間事業者等による学校跡地の利活用として、市の重要施策の実現に寄与することに加え、地域の意見を尊重し、その上で事業者等の健全性、事業内容を精査し安全性・持続性ととともに市や地域に与える影響等を考慮して活用を検討します。

基本方針④：中長期的な視点に立った活用

中長期的な視点に立ち、新たに生じる行政需要への対応等、多様化する市民ニーズを考慮し将来を見据えた行政サービスを提供するため活用を検討します。

3 跡地利用における検討事項

跡地利用の検討にあたっては、前述の「2 学校跡地利用の基本的な考え方」を踏まえた上で、「本市事業」、「公共的・公益的な団体による事業」「民間事業」を基本検討事項とします。

検討事項①：本市事業における活用

対象地（施設）において、市が行政目的で活用（転用）することの可能性を検討するものとします。

検討事項②：公共・公益的団体等による活用

他の公共団体や、福祉・教育施設など公益的な事業を民間事業者等が行う要望があれば、これら事業展開による活用を検討します。

地域活動を支える地域コミュニティの場として、地域が施設の利活用、維持管理、運営など事業計画等の提示により、学校跡地を利活用したい要望があったときは、利活用内容を精査した上で、検討するものとします。

検討事項③：民間事業者等による活用

公共・公益的な活用が見込まれない跡地については、売却を基本に有償貸付も含め、民間事業者による活用を検討します。

民間事業者などの他団体を活用した跡地利用については、市域全体の課題解消や市の重要施策の実現に寄与することに加え、地元の意向も尊重して、事業者等の健全性、事業内容の安定性・持続性ととともに市や地域へ与える影響などを十分に考慮した上での活用とします。

4 利活用にあたっての配慮事項

学校跡地は、公共施設であるという観点から、前述の基本方針に加え、以下の事項にも十分配慮していくこととします。

配慮事項①：地域防災への配慮

学校跡地は、市の避難場所として指定されているなど、地域防災の拠点施設でもあることから、跡地利用の検討にあたっては、防災拠点施設としての機能面への配慮も行うものとします。

配慮事項②：社会教育活動・地域コミュニティへの配慮

学校施設やグラウンドの多くは、地域への開放を通じて、スポーツの振興の場、地域活動の場としての役割も果たしてきたことから、これまでの利活用団体に配慮しつつ本市の活性化や地域振興に資するよう、学校跡地の最大限の有効活用を図ることを目的とします。

配慮事項③：暫定利用の検討

学校跡地利用については、閉校後に行う用途廃止手続きに、それ相応の期間を要することが想定されるとともに、中長期的な視点に立ち将来的な行政ニーズに対応できるよう、新たな行政需要が生じた際の利活用に備えておくことも必要です。したがって、本格的な利活用に至るまでの一定期間については、一時的な行政需要への対応や地域コミュニティの場としての利用、事業者への貸付などの暫定利用についても検討します。なお、利用を認めるにあたっては、利用目的や利用期間などについて必要な検討を行います。

5 学校施設等跡地利用検討の流れ

実施・検討主体

